

平成 27 年度介護報酬改定に係る基準等の一覧表（改正に係る部分に限る）

1. 人員、設備、運営等の基準関係

	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	短期入所生活介護	資料名
省令	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号） 【P170～171】	—	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号） 【P164～167】	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号） 【P168～169】	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号） 【P23～24】	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号） 【P24～27】	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号） 【P21～23】	【介護保険最新情報】 Vol. 414
					【予防】 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号） 【P135～137】	【予防】 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号） 【P137～143】	【予防】 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号） 【P128～135】	
解釈通知	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について 【P691～694】	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について 【P679～681】	指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について 【P683～685】	健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について 【P687～689】	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【P521～526】	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【P526～533】	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【P510～521】	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊資料 【基準省令に関する通知案】 1、5～8
					【予防】 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【P551～552】	【予防】 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【P552～555】	【予防】 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について 【P549～551】	

2. 報酬・加算関係

	特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	短期入所生活介護	資料名
基準 (4月 施行)		指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【P223～P233】	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【P233～243】	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【P243～271】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【P178～206】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【P206～213】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【P173～178】	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊資料 【報酬告示の改正案】 〈平成27年4月施行分〉 1、3、5
					【予防】 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【P343～366】	【予防】 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【P366～372】	【予防】 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【P339～343】	
基準 (8月 施行)		指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【P445】					指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【P441】	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊資料 【報酬告示の改正案】 〈平成27年8月施行分〉 14、15、17
							【予防】 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【P453】	
留意事項通知等		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P792～806】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P806～813】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P813～820】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P776～786】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P786～792】	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P768～776】	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議別冊資料 【報酬告示に関する通知案】 12、13
					【予防】 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P849～856】	【予防】 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P856～858】	【予防】 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について【P845～849】	
			栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について					
						特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について		別冊資料 【基準省令に関する通知案】10

3. 居住費関係（基準費用額・負担限度額）

（平成 27 年 4 月以降）

告示名	資料名
介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料 【報酬告示の改正案】<平成 27 年
介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額	4 月施行分> 10～13
介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	
介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額	

（平成 27 年 8 月以降）

告示名	資料名
介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 別冊資料 【報酬告示の改正案】<平成 27 年
介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額	8 月施行分> 18～20
介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額	